

輪島市飲食店緊急支援助成金(新型コロナ対策認証推進)交付要領

令和3年6月25日

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大を受けて、感染リスクが高いとされる飲食店における感染防止対策を強化し、安全安心に利用できる環境づくりのため、「いしかわ新型コロナ対策認証制度の認証」を受けた飲食店に交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「飲食店」とは、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ているものであって、客席を有する施設(旅館業法第3条1項の許可を受けている施設を除く。)をいう。

(助成金の対象者)

第3条 この要領による助成金の申請をすることができる者は、「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証を受けた飲食店を経営している法人(みなし法人を含む。)又は個人とする。

2 「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証を受けた飲食店を複数経営している者は、当該飲食店毎に申請することができるものとする。ただし、申請件数は2件を上限とする。

(助成金の額)

第4条 この要領により受けられる助成金の額は、「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証を受けた飲食店1店舗当たり、5万円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 この要領による助成金の交付を受けようとする者は、輪島市飲食店緊急支援助成金(新型コロナ対策認証推進)申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

(1)いしかわ新型コロナ対策認証制度の認証書の写し

(2)令和 2 年分の確定申告書 B 第 1 表、直近の事業年度の法人税の確定申告書別表 1 又は
令和 3 年度分の住民税の申告書の写し

(3)飲食業の営業許可書の写し

- 2 前項の規定にかかわらず、輪島市の別の補助金等の申請に当たり、既に前項第 2 号及び 3 号の書類を提出している者は、当該書類の添付を省略することができるものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 1 月 1 日以降に飲食店を開業した者は、第 1 項第 2 号の書類の添付を省略することができるものとする。
- 4 第 1 項の申請書は、市長の指定する期日までに提出するものとする。

(助成金の決定等)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において、助成金の交付を決定した者には、金融機関への振込の方法により、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 7 条 市長は、第 5 条第 1 項の申請に虚偽その他の不正があったときは、第 6 条第 1 項の助成金の交付の決定を取消すものとする。

- 2 前項の交付決定の取消しを受けた者のうち、既に助成金の交付を受けている者は、助成金を全額返還しなければならない。

(雑則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、輪島市補助金等交付規則(平成 30 年輪島市規則第 19 号)の規定を準用する。